

ブロック塀等の 撤去費用を助成します。

ブロック塀等の構造は、建築基準法に基準があり、**基準を満たすブロック塀は、大きな地震にも一定の耐震性がありますが、古いブロック塀は、基準を満たしていないものがあり、年数とともにひびや塀の傾きなどが発生する場合があります。**

これらを放置すると、大きな地震の際に倒壊し、人の命に関わったり、災害救助活動の妨げになったりすることがあります。

そこで、**亀山市では、平成31年4月1日から3年間で、地震によるブロック塀の倒壊による被害を防止するため、道路に面した安全性を確認できないブロック塀の撤去費用の一部を助成します。**



【1. 補助対象となるブロック塀等^{※1} (市が現地調査を行い、補助対象かの確認を行います。)】

道路に面する高さ1 m以上^{※2}のブロック塀等^{※1}で以下のどちらかに該当する場合

建築基準法の基準を満たしていない

ひびや傾斜などにより危険な状態

※1 ブロック塀等：「組積造(鉄筋を使用せず、石・れんが・コンクリートブロックなどを積み重ねたもの)」「鉄筋コンクリートブロック造」「鉄筋コンクリート造」による塀、万代塀、門柱

※2 道路に面する高さ1 m以上：擁壁上にブロック塀等が積まれている場合は、擁壁とブロック塀等の高さの合計が1 m以上のもので、この場合、ブロック塀等の撤去費用のみ助成します。

(補助対象にならないブロック塀等)

- ・隣地に面した(道路に面していない)ブロック塀等^{※1}
- ・建築基準法の基準を満たしており、ひびや傾斜などがないブロック塀等^{※1}

【2. 補助内容】



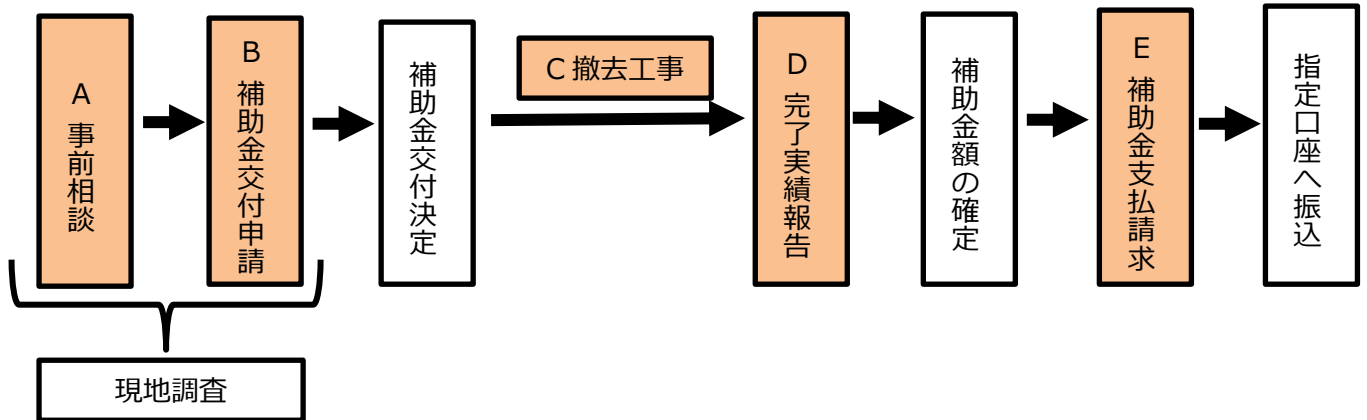
■ 相談窓口 ■

亀山市役所 産業建設部 都市整備課 住まい推進グループ

亀山市本丸町577 亀山市役所本庁舎2階 電話：0595-84-5038

【3.申請から補助金振込までの流れ】

申請手続き（：申請者・：市）



（A 事前相談）

ご検討されている場合は市へご相談ください。市がブロック塀等の現地調査を行い、ブロック塀等が「補助対象か」「横幅」「高さ」の確認を行います。

（B 補助金交付申請）

撤去工事前に「撤去費用の見積書のコピー」を添付の上、申請してください。

（C 撤去工事）

撤去工事は、補助金交付決定通知書が届いてから行ってください。

（補助金交付決定の前に撤去工事を開始された場合は、補助金を受けられません。）

（D 完了実績報告）

撤去工事後、「支払いが分かる書類（領収書など）のコピー」「撤去後の写真」を添付して提出してください。

（E 補助金支払請求）

補助金確定通知書が届いてから行ってください。

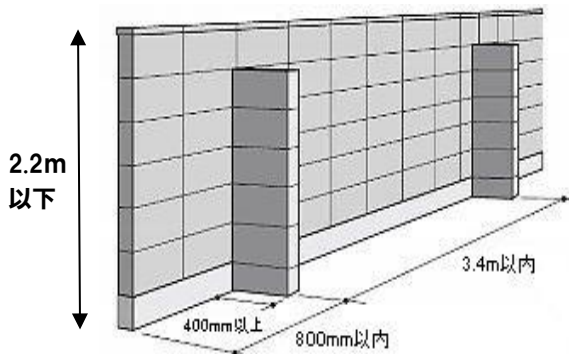
※「B 補助金交付申請」「D 完了実績報告」「E 補助金支払請求」の書類は、都市整備課住まい推進G（市役所本庁2階）の窓口で配布しているほか、市のホームページからダウンロードすることができます。

【4.補助対象ブロック塀等の主なチェックポイント】

下記の「建築基準法の基準」を満たしていない（高すぎ、控壁がないなど）場合は、補助対象になります。

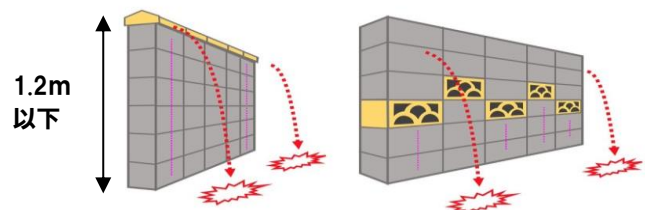
建築基準法の基準

【補強コンクリートブロック塀（鉄筋あり）】



高さ：2.2m以下
 厚さ：15 cm以上（高さ2 m以下の場合は10 cm以上）
 控壁：3.4m以下ごとに配置

【組積造の塀（鉄筋のないブロック塀、石造、レンガ造）】



高さ：1.2m以下
 厚さ：高さの1/10以上
 控壁：4m以下ごとに配置

ちがつかないほうがよいかべ

作成：島崎啓@NIED